

令和7年度 保育所・認定こども園（保育認定） ・小規模保育事業利用のしおり

【お問い合わせ】

東海村 福祉部 子育て支援課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話番号 029-282-1711（内線 1185）



目次

1. 入所申し込みについて

利用の基準	・・・ P 1
教育・保育給付認定とは	・・・ P 2
保育時間について	・・・ P 2
利用までの流れ	・・・ P 3
申し込みに必要な書類	・・・ P 4～5
入所者選考方法	・・・ P 6～7
申し込みにあたっての注意事項について	・・・ P 8～9

2. 入所後の利用について

保育料について	・・・ P 10
幼児教育・保育の無償化及び給食費の取り扱いについて	・・・ P 10
保育料・給食費の徴収	・・・ P 11
口座振替ができなかった場合	・・・ P 11
令和7年度東海村徴収金（保育料）基準額表	・・・ P 12
利用開始後の届け出	・・・ P 13
保育所等の次年度継続利用	・・・ P 14
入所後の育児休業中の継続利用	・・・ P 14
保育所等の休園について	・・・ P 15
保育所等の退所手続き	・・・ P 15
入所に関する Q&A	・・・ P 16～18

3. 保育所等の概要

保育所等のご案内	・・・ P 19～27
認可外保育施設のご案内・預かり保育事業のご案内	・・・ P 28～29
村立幼稚園・認定こども園（教育認定）の預かり保育	・・・ P 30
保育施設マップ	・・・ P 31

1.入所申し込みについて

利用の基準

保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業（以下、保育所等）は、保護者が働いている、病気にかかっているなどの理由で、日中の保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とした施設です。幼児教育や集団生活に慣れさせるため、といった理由では入所の対象となりません。

申し込みができるのは東海村にお住まいの方で、保護者に次のいずれかの事由があり、お子さんを保育できない場合に限ります。利用期間は、就学前までの期間のうち、保育を必要とする期間となります。なお、利用が決定した期間にかかわらず、家庭で日中の保育ができるようになった場合は退所となります。

要 件	内 容	利用の期間
就労	保護者が家庭の内外で働いている。 → <u>月64時間以上（実働）</u> 勤務している方に限ります。※原則として収入を得ることを目的とするものに限ります。	保護者が就労している期間（退職した場合は、 <u>退職月の末日で退所となります。育児休業の期間は就労に含まれません。</u> ）
母親の妊娠・出産	出産の前後である。 ※父親が育児休業を取得する際は子育て支援課にご相談ください。	出産予定月の前2か月の1日から後2か月の末日まで
保護者の疾病・障がい	保護者が傷病中であるか、心身に障がいがある。	通院・入院・療養・支援等を要する期間
親族の介護・看護	児童の家庭内に、長期入院している人や心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその介護・看護にあたっている。※月64時間以上看護・介護にあたっている方に限ります。	被介護（看護）者が介護・看護を要する期間
災害復旧	火災、風水害、地震等により、住居や家財に損害を受けたため、その復旧をしている。	災害復旧に要する期間
求職活動	保護者が求職活動を行っている（起業の準備を含む）。	新規入所の場合は利用開始日から 3か月間 すでに入所していて求職活動への認定変更が認められた場合は 2か月間
就学・職業訓練	保護者が就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）。 ※月64時間以上就学している・職業訓練に参加している方に限ります。	卒業・修了日の属する月の末日まで
児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある。	ご相談ください。
その他	上記以外に、児童の保育を必要とする理由がある家庭は、子育て支援課にご相談ください。	

教育・保育給付認定とは

幼稚園、保育所等の利用を希望する場合は、利用のための認定が必要になります。申請に基づき、村が下記の3つの認定区分により認定を行い、「教育・保育給付認定証」を交付します。

区 分	対 象	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳から小学校就学前の子どもで、 幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳から小学校就学前の子どもで、 「保育の必要性に係る事由」※に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、 「保育の必要性に係る事由」※に該当し、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業

※「保育の必要性に係る事由」については、前ページの[利用の基準](#)をご覧ください。

保育時間について

保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育必要量」を認定します。「保育必要量」とは「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分され、保育所等を利用できる時間のことを言います。どちらの区分でも保育を受けることができるのは原則、実際の保護者の就労や通勤等で保育が必要な日時のみになります。なお、この区分は保育料や延長保育料にも影響します。

保育必要量	該当する要件
保育標準時間 (1日最長 11 時間の保育)	◆月 120 時間以上の就労 ◆妊娠・出産 ◆災害復旧 ◆児童虐待・DV
保育短時間 (1日 8 時間以内の保育)	◆月 64 時間以上 120 時間未満の就労 ◆求職活動 ◆育児休業

※保護者の疾病・障がいや親族の介護・看護、就学・職業訓練等の要件での保育必要量については、各家庭の個別の状況から判断したうえで認定します。

※保育短時間の認定を受けた場合でも、恒常的に認定の時間（1日 8 時間以内）を超える場合は保育標準時間に変更するなど、各家庭の個別の状況に応じて決定しますので、保育必要量の変更を希望する方は子育て支援課へご相談ください。ただし、求職活動、育児休業の場合は除きます。

※休暇等、家庭で日中の保育ができる場合は、原則として保育所等の利用はできません。

※就労の要件での保育時間は、就労時間の短い保護者を基準とします。

※緊急時や災害時（自然災害や原子力災害等）等、急なお迎えが必要な場合は、利用施設の指示にご協力ください。

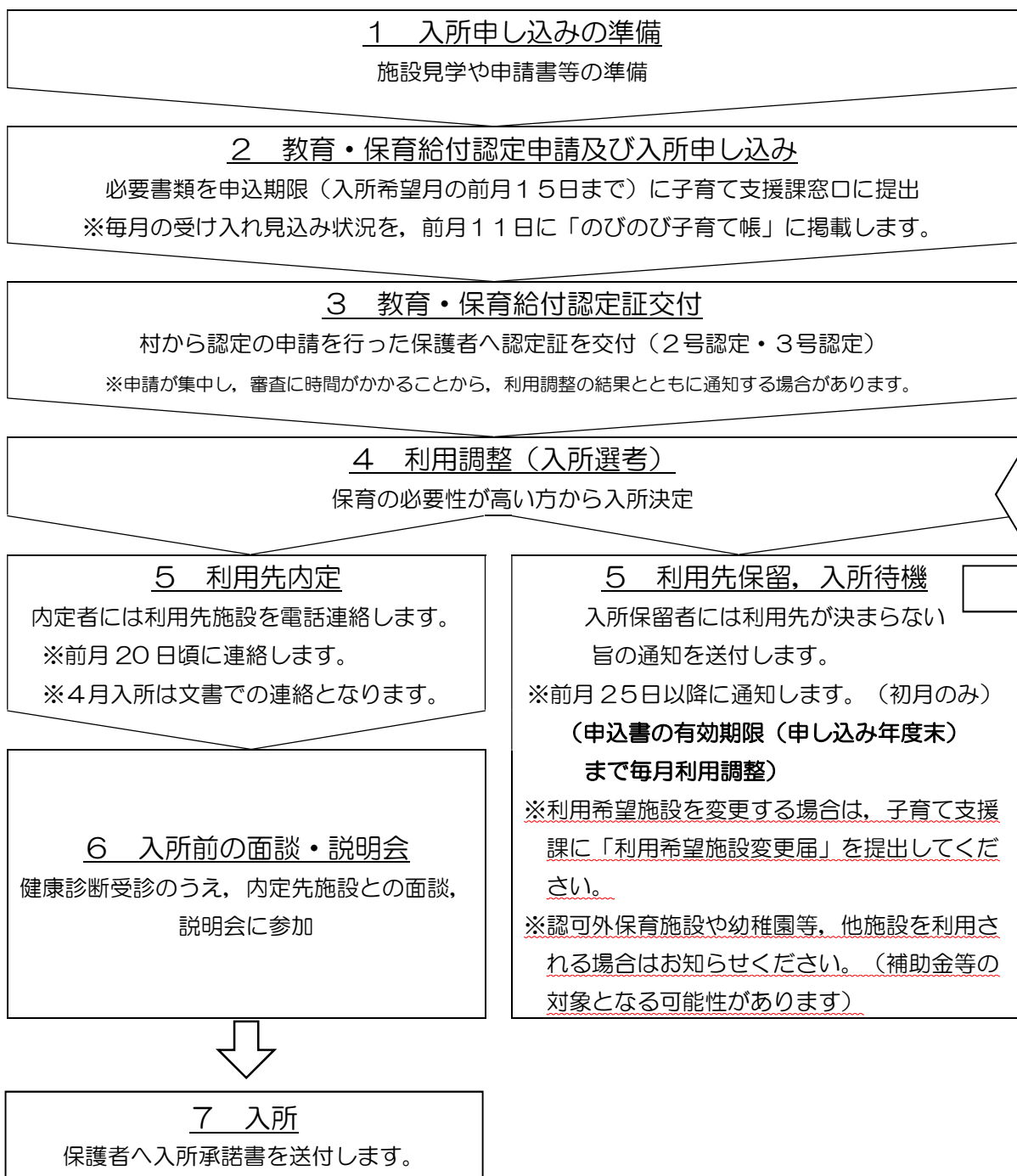
利用までの流れ

保育所等の入所日は、原則として毎月1日となります（緊急を要する場合を除く）。

入所児童の選考は、毎月16日以降に行いますので、利用希望月の前月15日まで（15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日まで）に子育て支援課へお申し込みください。

※詳しい申請方法については、申し込みにあたっての注意事項についてをご確認ください（P8参照）。

※令和7年4月1日の利用申し込みは、11月頃に受け付けを行います。詳細は広報とうかいまたは子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご参照ください。



申し込みに必要な書類

＜全員が提出するもの＞

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- (2) 家庭状況書兼保育児童家庭調査票
- (3) 保育が必要な理由を証明できる書類（父母分）※下表の保育要件に応じた書類が必要となります。

保育要件	提出書類
就 労	【共通】 ①就労証明書 ※発行日から3か月以内のものが利用できます。 【自営業を営む方】 ②就労状況を客観的に証明するもの（具体的な提出書類は就労(予定)証明書裏面をご確認ください。）※①と②両方必要です。 【農業を営む方】 ③耕作証明書等 ※①と③両方必要です。
妊娠・出産	④妊娠証明書または母子健康手帳の写し （保護者氏名・分娩予定日記載のページ）
疾病・障がい	⑤医師の診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し
介護・看護	⑤医師の診断書または身体障害者手帳・介護保険証等の写し （要介護者・要看護者分） ⑥介護（看護）に関する申立書 ※⑤と⑥の両方必要です。
災害復旧	⑦罹災証明書等 災害状況がわかるもの ⑧災害復旧に関する申立書 ※⑦と⑧の両方必要です。
就学・ 職業訓練	⑨（就学）在学証明書等 授業時間数の分かるもの ⑩（職業訓練）合格通知書の写し及び訓練の日程が確認できるもの
求職活動	⑪求職活動に関する申立書

(4) 発育状況調査票

※アレルギーや疾患、障がいがある等、施設に配慮してほしい事項がある場合にはその旨記載してください。施設により対応が異なりますので、見学を済ませてからお申し込みください。

※入所前後に医師の診断書等の提出を依頼する場合があります。

(5) 保育所等申し込みに関する同意書及び確認票

(6) 窓口来庁者の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）

- ・就労証明書、診断書等の保育が必要な理由を証明できる書類について、申し込み締め切り日までに準備が間に合わない場合には、お早めにご相談ください。
- ・きょうだい2人以上を同時に申請する場合、(1)、(4)以外は児童ひとり分のみご用意いただき、ほかの児童分は写しの添付でも受け付けます。
- ・保育の実施が決定した場合、申し込み内容や世帯状況、お子さんの発育状況等を利用施設に通知します。
- ・申請内容に虚偽が認められた場合、内定取り消しまたは退所となる可能性があります。
- ・保護者以外の方が代理で申請される場合は、委任状等が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ・医師の診断書を提出される際は、治療期間等が記載されているものをご提出ください。

(7) 以下の要件に該当する方が提出する書類

	要件	提出書類
□	<u>65歳未満の祖父母が同居(敷地内別居含む)している方</u> ※年齢は申し込み年度の4月1日時点とする	○該当する祖父母についての <u>保育要件を証明できる書類</u> (①～⑩のうち必要なもの) ⑫同意書(祖父母用) ※保育要件及び必要書類は父母と同様です。ただし、求職活動は除きます。 ※提出がない場合は保育が可能なものとして減点を行います。
□	<u>65歳未満の祖父母が村内に居住している方(同居(敷地内別居含む)を除く)</u> ※年齢は申し込み年度の4月1日時点とする	○該当する祖父母についての <u>保育要件を証明できる書類</u> (④～⑩のうち必要なもの) ⑫同意書(祖父母用) ※保育要件は父母と同様です。ただし、求職活動は除きます。 <u>就労の場合、就労証明書は提出不要ですが、申請内容に虚偽があった場合、内定取り消しまたは退所となることがあります。</u> ※提出がない場合は保育が可能なものとして減点を行います。
□	現在婚姻中であるが離婚予定の場合	⑬離婚調停等に関する書類 ※提出書類は状況により異なりますので、子育て支援課へご相談ください。 ※提出がない場合は父母のいる世帯として扱います。
□	入所を希望する児童に障がいがある場合	⑭身体障害者手帳または療育手帳等の写し ※保育において加配職員が必要な場合、入所内定後においても、 <u>加配職員が雇用できるまで入所をお待ちいただく場合があります。</u>
□	保護者のうち収入が多いものが、3か月以内に失職した場合	⑮離職票など、3か月以内に失職したことが分かる書類
□	きょうだいが子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等に通っている場合	⑯きょうだいが在園している幼稚園等に <u>在園証明書</u> の発行を依頼し、提出してください。 ※村内ではみぎわ幼稚園が対象です。
□	生活保護を受給している世帯	⑰生活保護受給証明書等の写し
□	里親世帯	⑱里親委託決定通知書等の写し
□	障がい者のいる世帯	⑭身体障害者手帳または療育手帳等の写し
□	入所を希望する児童の兄または姉が別世帯に属する場合	⑲当該兄または姉の身分証明書の写し(マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険証等)
□	村の住民基本台帳に登録されているマイナンバーを確認することを承諾いただけない場合や、村に住民登録がない場合	⑳マイナンバーカードまたは通知カードの写し(児童、父、母分)
□	申し込み時点で村外に居住しており、転入を予定している方	㉑転入予定であることを証明できるもの(賃貸の契約書や工事請負契約書等の写し) ※提出書類は状況により異なりますので、子育て支援課へご相談ください。 ※入所までに転入しなかった場合は、内定取り消しとなります。

※そのほか、状況に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

入所調整方法

保育所等の入所にあたっては、村が入所調整を行います。入所希望者が入所可能数を超えた場合には、以下の保育要件判定基準表及び補正表の合計点数（A+B+C）の高い世帯から順番に希望園を確認し、希望園に空きがあれば入所内定となります。

＜令和7年度保育要件判定基準表＞ ※父または母について、以下のいずれか1つの項目を適用します。

承諾基準			保護者の常態	基準点		
勤務形態				父	母	
居宅外労働	外勤，居宅外自営・農業中心者		月１６０時間以上勤務している場合	１２	１２	
			月１５０時間以上勤務している場合	１１	１１	
			月１４０時間以上勤務している場合	１０	１０	
			月１３０時間以上勤務している場合	９	９	
			月１２０時間以上勤務している場合	８	８	
			月１００時間以上勤務している場合	７	７	
			月８０時間以上勤務している場合	６	６	
			月６４時間以上勤務している場合	５	５	
	居宅外自営・農業協力者		月１６０時間以上勤務している場合	１１	１１	
			月１５０時間以上勤務している場合	１０	１０	
			月１４０時間以上勤務している場合	９	９	
			月１３０時間以上勤務している場合	８	８	
			月１２０時間以上勤務している場合	７	７	
			月１００時間以上勤務している場合	６	６	
※居宅内労働	居宅内労働， 居宅内自営・農業中心者		月１２０時間以上勤務している場合	７	７	
			月１００時間以上勤務している場合	６	６	
			月８０時間以上勤務している場合	５	５	
			月６４時間以上勤務している場合	４	４	
		居宅内自営・農業協力者		月１６０時間以上勤務している場合	１０	１０
				月１５０時間以上勤務している場合	９	９
			月１４０時間以上勤務している場合	８	８	
			月１３０時間以上勤務している場合	７	７	
			月１２０時間以上勤務している場合	６	６	
			月１００時間以上勤務している場合	５	５	
			月８０時間以上勤務している場合	４	４	
			月６４時間以上勤務している場合	３	３	
	内職		月１２０時間以上勤務している場合	５	５	
			月６４時間以上勤務している場合	３	３	
		求職活動・起業準備		就労することで保育に欠ける状況になると認められる場合	５	５
		妊娠・出産		出産等により保育に欠ける状況になると認められる場合		１４
	疾病・障がい	疾病入院		おおむね１か月以上の入院を要する場合	１４	１４
			居宅療養	常時臥床	おおむね１か月以上常時臥床	１４
長期加療		おおむね３か月以上の加療（安静）を要すると診断された場合		１０	１０	
一般療養		おおむね１か月～３か月の加療（安静）を要すると診断された場合		９	９	
身体・知的・精神障害者		(身体)，(療育)，(精神) １・２級，㊦・Ａ，１・２級	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又は専門機関により同程度と診断を受けている場合	１４	１４	
		３級，Ｂ		１２	１２	
		４級以下，Ｃ，３級		８	８	
	介護・看護			入院・施設利用，在宅	介護又は看護により保育に欠ける状況になると認められる場合 (介護又は看護に要する時間を基に，「居宅外自営・農業協力者」の基準点を適用)	４～ １１
災害復旧		火災・風水害等により家屋が失われ復旧に当たる場合		１４	１４	
就学・職業訓練		おおむね１か月以上の通学をする場合		８	８	
児童虐待・ＤＶ		児童虐待又はＤＶのおそれがあると認められる場合		１５・ ３０	１５・ ３０	
上記に掲げるもののほか明らかに保育に欠けると認められる場合				５～ １４	５～ １４	
就労時間の算定は，雇用契約時間での算定を行います。複数の勤務形態で就労している場合は，就労時間が最も長い勤務形態で算定します。また，月６４時間を超える勤務形態がなく，複数の勤務形態の就労時間の合算が				Ａ	Ｂ	

※ 居宅内労働者とは、勤務地と就労者の住所が同じであることを指します。

<補正表>

補正基準		詳細	点数
の 祖 状 父 況 母	同居・同敷地内で保育可能※ ¹	65歳未満(申し込み年度の4月1日時点)の保育可能な祖父母が、同居又は同敷地内に居住している場合	-2
	別居であるが保育可能※ ¹	65歳未満(申し込み年度の4月1日時点)の保育可能な祖父母が、村内に住所を有する場合	-1
入所前の児童の状況	転園希望	村内の保育所等に入所中で、入所中の保育所等から転園を要請された場合	0
		村内の保育所等に入所中で、きょうだいを同じ保育所等に入所させることを目的とした転園を希望する場合(すでに同園に入所している場合を除く。)	0
		村内の保育所等に入所中で、上記以外の理由により転園を希望する場合	-5
	広域入所※ ²	村外居住者であり、父又は母の就労先が村内にある又は祖父母の居宅が村内にある場合	-2
		里帰り出産で、村内の祖父母宅に居住する場合	0
		村外に住所を有し、その他特別な理由(保護者が村内幼稚園、保育所等に勤務している保育士等の場合や村内の保育所等にきょうだいが入所している場合、DV、災害による緊急避難等)により広域入所を希望する場合	0
	地域型保育事業の卒園児	地域型保育事業の利用者で、卒園に伴い入所を希望する場合(連携園への利用が可能であるにもかかわらず、正当な理由なく利用を希望しない者は除く。)	+1
世帯の入所前状況	児童の障がい	入所を希望する児童に障がいがあり、集団生活が必要であると客観的に認められる場合	+1
	きょうだい入所	村内の保育所等に入所している児童のきょうだいが入所を希望する場合	+4
	きょうだい同時申し込み	きょうだいと同時に申し込みをする場合	+2
	第3子以降の子ども	第3子以降の児童が入所を希望する場合	+1
	職場復帰	保護者のいずれかが産前産後休暇又は育児休業明け復帰に伴い入所を希望する場合	+1
	就労中	児童を親族に預ける、子連れ出勤をする、認可外保育所を利用する等により、保護者が就労中である場合(保護者のいずれかが就労以外の保育要件である場合は、適用外とする。)	+2
	育児短時間勤務	申し込み年度の最終月まで育児短時間勤務を取得する場合	-1
		申し込み年度の最終月まで育児短時間勤務を取得しない場合	0
	再入所	産前産後休暇、育児休業、保護者又は児童の疾病等により退所したもののうち、再入所が適当と認められる場合。また、そのきょうだい。(退所前に相談があった場合に限る。)	+3
	複数の勤務形態での就労※ ³	複数の勤務形態で就労をするもの(就労で申し込みをするものに限る。)	+1~9
	生計中心者の失業	生計中心者の失業、倒産等により、緊急に生計費を得るための求職活動を要する場合(申請日の3か月以内に失業している場合に限る。)	+5
	入所辞退	当該年度に入園内定後、正当な理由なく入所辞退がある場合	-6
	保育施設勤務	保護者が村内幼稚園、保育所等に勤務している保育士等で、かつ、保育体制の確保上必要である場合	+15
	保育料滞納者	児童又はきょうだいの保育料に滞納があり、分納・児童手当からの徴収に応じない場合	-8
	虚偽の申請をした者	過去に虚偽の申請をしていた場合	-8
	ひとり親世帯	ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯である場合	+14
	経済的困窮世帯	生活保護世帯である場合	+5
	特に緊急の入所を必要とする場合		+30
	上記以外の特別な事情があるもの		+5
			合計
			C

※1 保育可能とは、保育要件判定基準表に定める保育要件(求職活動を除く)を満たさない場合を指します。

※2 広域入所については、村民の利用調整後に定員に余裕がある場合のみ利用調整を行います。ただし、里帰り出産の場合やその他特別な理由がある場合は村民同様の取扱いとします。

※3 当該点数は、就労時間が最も長い勤務形態以外の就労のうち、月64時間以上の就労で保育要件判定基準表に準じた点数とします。月64時間に満たない就労の場合は、月の就労時間が20時間ごとに1とします。なお、基準点と合算したときに、複数の勤務形態のうち、保育要件判定基準表でより上にある勤務形態の月160時間以上勤務している場合の点数は超えないこととします。なお、同一点数の世帯が複数存在する場合には、以下の状況に該当する世帯を優先します。

優先度	世帯の状況
1	基準点(A・Bの合計点数)が上位である世帯
2	施設の希望順位をより上位に挙げている世帯
3	きょうだいと同時に申し込みをしている世帯
4	当該年度の入所保留期間が長い世帯
5	世帯の合計所得金額が低い世帯

申し込みにあたっての注意事項について

申し込み時点の内容で入所調整を行いますので、申し込み内容に変更がある場合には必ずご連絡ください。なお、内定時の状況に変更があった場合、優先度に変更が生じ、内定の取り消しや退所となる場合もあります。

(1) 申し込みの受付方法について

村内保育所等の利用申し込みは、窓口のほか、郵送での申し込みも受け付けています（広域入所の申し込みを除く）。以下の【郵送申請の注意事項】を十分にご確認いただきお手続きください。

【郵送申請の注意事項】

- ① 申し込み時に必要な書類は、「申し込みに必要な書類（P4～5参照）」を全て揃えてご提出ください。
- ② 提出にあたっては、必ず顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証（両面）、旅券等）の写しを添付のうえ、送付してください。
- ③ 申し込みは締め切り日に必着となりますので、期間に余裕を持ってお手続きください。
- ④ 申請日は、郵便が子育て支援課へ到着した日とします。封筒の表面に「保育所入所申込書在中」と記載し、必要書類を同封のうえ送付してください。
- ⑤ 郵送にあたっては、個人情報の記載があるため、簡易書留や特定記録郵便等の配達状況が確認できる方法を推奨します。郵便事故等、不着についての責任は負いかねます。
- ⑥ 万が一、書類に不備等がある場合は、お電話にて確認させていただくことや来庁していただくことがあります。
- ⑦ 宛先は下記の通りです。

郵送先住所

〒319-1192
東海村東海三丁目7番1号
東海村役場子育て支援課 認定・給付担当

(2) 育児休業明けの申し込みについて

職場復帰日が月の15日までにになる方は復帰日の前月1日入所の申し込みができます。

例：4月1日入所申し込み→4月1日～5月15日に職場復帰

5月1日入所申し込み→5月1日～6月15日に職場復帰

※復帰日は就労証明書にて確認しますので、必ず記載されていることを確認のうえ、ご提出ください。

【特記事項】

- ・復帰後に育児のための短時間勤務制度（時短）を利用する場合、就労証明書への記載が必要となります。あらかじめ就労先と話し合い、利用期間、利用後の就労時間を決めてからお申し込みください。
- ・申し込み時に提出いただいた就労証明書の勤務時間と、復帰後の勤務時間が異なる場合、優先度に変更が生じ、入所取り消しとなる場合があります。

(3) 申し込み中に産前産後期となった場合

申し込み時に妊娠をしていて、産前産後休暇、育児休業を取得する予定のある方は、「家庭状況調査票」の出産予定欄にご記入ください。

「就労」等の理由によりお申し込みいただいた場合でも、産前産後期間に入所が内定した場合、保育の要件は「就労」→「妊娠・出産」に変更となります。

※「妊娠・出産」の利用の期間は出産予定月の前2か月の1日から後2か月の末日までとなり、育児休業取得中の継続利用は適用されません。

(4) 広域入所の申し込みについて

転入・転出や里帰り出産の予定がある、他市区町村に就労先がある等の理由がある場合は、住民登録がない市区町村の保育施設の利用申し込みを行うことができます。

【東海村→他市区町村への申し込み】

- ・市区町村により、申し込みの締め切りや利用の要件、受け入れ可能な施設等が異なりますので、必ず申し込み先市区町村へ事前に確認のうえ、東海村へお申し込みください。
- ・申し込みには東海村の様式を使用してください。申し込む市区町村によっては追加で書類が必要な場合がありますので、事前に申し込み先市区町村へご確認ください。

【他市区町村→東海村への申し込み】

- ・保護者の就労先または児童の祖父母宅が東海村にある場合、村内保育所等の利用申し込みをすることができます。申し込み先はお住まいの市区町村となり、お住まいの市町村の様式を使用することとなります。
- ・東海村に転入を予定していて、転入日と転入先住所が確定している方は、東海村へ直接お申し込みをいただける場合があります。その際には、賃貸の契約書や工事請負契約書等の写しが必要となりますので、あらかじめご相談ください。

※市区町村間で郵送にて協議を行う都合上、締め切り直前の受付の場合、申請が間に合わない可能性もありますので締め切りに余裕を持って提出してください。

※多くの市区町村で、住民登録のある方が優先的に利用できる取扱いをしています。十分ご理解のうえお申し込みください。

2.入所後の利用について

保育料について

- 保育料は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令）」に基づき、保育所等を利用する児童の保護者の市町村民税所得割課税額により、4月及び9月に算定されます。
- 村では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、「幼児教育・保育の無償化」及び「茨城県多子世帯保育料軽減事業」に加え「村独自の支援策」を拡充し、令和7年度の第1子以降の保育料を無償化します。
- 保育料とは別に給食費や教材費、制服代、保護者会費等の徴収があり、施設によって負担額は異なります。（P19～26参照）

※村外在住の方については、お住まいの市区町村の保育料の算定基準をご確認ください。

※村外在住の方は、引き続き保育料が発生する場合があります。

※0～2歳児の給食費については、保育料に含まれます。

※保育料や給食費等の滞納がある場合、保育所等への入所の解除（退所）の措置を取ることがあります。

4 月	8 月	切替	9 月	3 月
令和 6 年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和 5 年 1 月～12 月の所得により決定される税額)			令和 7 年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和 6 年 1 月～12 月の所得により決定される税額)	

給食費について

3歳児以上の児童については給食費が実費徴収となりますが、次の方は副食費（おかず代、おやつ代等）の支払いは免除されます。

- ① 市町村民税所得割課税額が57,700円未満（保育料階層区分 A～D1※の一部）の児童
- ② 第3子以降の児童（上の子が幼稚園、保育所等に2人以上在籍している場合に限る。）
- ③ 市町村民税所得割課税額が97,000円未満（保育料階層区分 A～D2※）の母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、特に困窮していると村長が認めた世帯の児童

※P12参照

保育料・給食費の徴収

保育料及び村立保育施設の給食費は、金融機関の口座振替により、**毎月25日**（土・日曜日または祝日の場合は直後の平日）に徴収しますので、前日までに残高確認をお願いします。なお、原則として領収書等は発行しませんので、通帳記帳等によりご確認ください。

○口座振替が可能な金融機関

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・水戸信用金庫 ・茨城県信用組合
- ・中央労働金庫 ・常陸農業協同組合 ・ゆうちょ銀行

※私立認定こども園（さちのみ認定子ども園、おーくす船場こども園）及び小規模保育事業（キララ東海ナーサリー、キララ第二東海ナーサリー、東海 あゆみ保育園）を利用される場合の保育料は、利用施設へお支払いください。

施設により口座振替日や指定金融機関が異なりますので、詳細については各施設へお問い合わせください。

口座振替ができなかった場合

残高不足等により口座振替ができなかった場合には、子育て支援課より納入通知書を発行しますので、村内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）または東海村役場1階の金融機関窓口にてお支払いください。

納付期限までに納付がない場合には、「東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び滞納金徴収条例」に基づき、督促状を送付いたします。生活困窮等により一括納付が難しい場合には、分納や児童手当からの支払いもできますのでお早めにご相談ください。

【児童手当からの申出徴収について】

児童手当受給者が「児童手当からの保育料支払申出書」を提出することにより、児童手当から保育料の未納金を差し引いて支給する制度です。申出徴収は、児童手当の各支払い期（偶数月）に実施します。

令和7年度東海村徴収金（保育料）基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				徴収金（保育料）基準額（月額）	
階層区分		定義		3歳未満児	3歳以上児
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は児童福祉法による里親世帯		0円	幼児教育・保育の無償化により、保育料は0円となります。 給食費の取り扱いは「給食費について」をご確認ください（P10参照）。
B		市町村民税 非課税世帯			
C 1		市町村民税所得割課税額が、48,600円未満である世帯	「母子・父子世帯」・「在宅障がい児(者)のいる世帯」・「特に困窮していると村長が認めた世帯」のいずれかに該当する世帯		
C 2			上記以外の世帯		
D 1		市町村民税所得割課税額が、48,600円以上73,000円未満である世帯		東海村独自の無償化により、保育料は0円となります。 村外在住の方は、お住まいの市区町村の保育料の算定基準をご確認ください。	
D 2		市町村民税所得割課税額が、73,000円以上97,000円未満である世帯			
D 3		市町村民税所得割課税額が、97,000円以上143,000円未満である世帯			
D 4		市町村民税所得割課税額が、143,000円以上169,000円未満である世帯			
D 5		市町村民税所得割課税額が、169,000円以上191,000円未満である世帯			
D 6		市町村民税所得割課税額が、191,000円以上213,000円未満である世帯			
D 7		市町村民税所得割課税額が、213,000円以上234,000円未満である世帯			
D 8		市町村民税所得割課税額が、234,000円以上270,000円未満である世帯			
D 9		市町村民税所得割課税額が、270,000円以上301,000円未満である世帯			
D 1 0		市町村民税所得割課税額が、301,000円以上330,000円未満である世帯			
D 1 1		市町村民税所得割課税額が、330,000円以上397,000円未満である世帯			
D 1 2		市町村民税所得割課税額が、397,000円以上である世帯			

- ※ 村外在住の方は、お住まいの市区町村の保育料の算定基準をご確認ください。
- ※ 保育料の算定における市町村民税所得割課税額とは、市町村民税の所得割額に寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除の税額控除の額を合算した金額をいいます。
- ※ 非課税世帯で、同一住所に祖父母等の扶養義務者が住民登録をしている場合、その同居者を「家計の主宰者」として算定を行う場合があります。
- ※ 上表において、世帯の階層区分を証明することができない場合は、D12階層にあるものとして適用します。

利用開始後の届け出

- (1) 次のような場合には、「教育・保育給付認定変更申請書」を子育て支援課へ提出してください（用紙は子育て支援課及びのびのび子育て帳に掲載してあります）。
- ① 保育要件が変わる場合（就労→育児休業、求職活動→就労など）
 - ② 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）が変わる場合（P2参照）
- (2) 次のような場合には、「入所（園）後の変更事項の届出書」を子育て支援課または利用施設まで提出してください（用紙は子育て支援課及び各施設にあります）。
- ① 保護者やお子さんの氏名、住所、電話番号等に変更があった場合
 - ② 保護者の就労先、就労時間、事業主、事業所所在地、電話番号等に変更があった場合 ※入所（園）後の変更事項の届出書のほか、就労証明書を提出していただきます。
 - ③ 世帯の課税額が変更された場合
 - ④ 家族構成が変わった場合
- (3) 次のような場合には、早めに子育て支援課までご相談ください。
- ① 現在の就労先を退職する場合
 - ② 転出する場合
- (4) 次のような場合には、利用施設にご連絡ください。
- ① 保育所等を短期または長期にかかわらず休む場合（P15参照）
 - ② 就労等の都合により、保育時間内に送迎できない場合
 - ③ 送迎者がいつもと違う場合

保育所等は、保育要件（就労、妊娠・出産、介護・看護、疾病・障がい等）が認められるご家庭のみが利用できる施設です。ご理解のうえ、ルールを守っての利用をお願いします。

※入所後の手続きや注意事項については、毎年変更になる場合があります。入所後に何か変更が生じましたら、早めに子育て支援課または利用施設へご相談ください。

保育所等の次年度継続利用

保育所等を利用している方について、毎年1月頃、現況届を提出していただきます。

この現況届は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることや、世帯状況等の確認を行うために必要となります。

現況届が期限内に提出されない場合や保育の必要性がない場合等、入所基準に適合しなくなった場合には退所となる可能性がありますので、必ずご提出ください。

提出の時期やご用意いただく書類は、子育て支援課からご案内します。

育児休業中の継続利用

父または母が育児休業を取得する場合、保護者が家庭にいるため保育の必要性は低いと判断し、原則退所となります。ただし、休業開始前に就労を要件として入所した児童については、次の場合に限り、育児休業証明書及び申立書の提出により、生まれた子が1歳6か月を迎える月の末日までを限度に、育児休業を要件としての継続利用を希望することができます。

- ・入所してから3か月を超えていること
- ・生まれた子が1歳6か月に達する翌月末までに職場復帰をする予定であること
- ・子どもの発達・環境等の面で継続利用が望ましいと認められる場合

※生まれた子が1歳6か月に達する翌月末までに職場復帰をしない場合、退所となります。（ご家庭の状況により年度末まで延長可能となる場合があります。事前に子育て支援課へご相談ください。）

※育児休業中の継続利用を希望する場合は、出産前に利用施設へご相談ください。

※育児休業中の継続利用時は、保育短時間となり、利用時間は施設により異なります。



保育所等の休園について

保育所等を長期間休園する場合、保育の必要性は低いと判断し、退所となりますが、次の要件を満たす場合に限り休園を希望することができますので、必ず事前にご相談ください。

- 休園中も保育要件があること
- 休園する期間が3か月以内*であること
- 子どもの発達・環境等の面で継続利用が望ましいと認められる場合

※3か月を超えて休園する場合は、退所となります。

保育所等の退所手続き

退所日は原則として月の末日です。都合により施設を退所する場合は、子育て支援課または利用施設へ早めに「退所届」を提出してください（用紙は子育て支援課及び各施設にあります）。

また、次のいずれかに該当する場合、施設への入所が解除（退所）となることがありますので、該当しそうな事由がある場合には必ず事前にご相談ください。

- （1）村外に転出したとき
- （2）正当な理由がなく、欠席が多いとき
- （3）保護者が退職したとき
- （4）保護者の就労時間が入所時と比べ、極端に少なくなったとき
- （5）疾病またはその他の事由により、保育所等の保育が困難と認められるとき
- （6）保育所等の方針に非協力的なとき
- （7）申し込み時または家庭訪問調査時に虚偽の申し出をしたとき
- （8）保育料の滞納があるなど、退所させることが適当と認められるとき

入所に関する Q&A

Q：申し込みは先着順ですか？

A： 先着順ではありません。保育の必要性に応じて優先度を決め、入所調整を行います。優先度の決め方は、保護者の就労時間やご家庭の状況に応じて総合的に判断いたします。（P6～7 参照）

Q：保育所等に入所できなかった場合、再度申し込みが必要ですか？

A： 申し込みを取り下げない限り、年度内（3月）まで有効です。年度の切り替わる4月は再度お申し込みいただく必要があるため、受付期間内に手続きをお願いします。4月の入所については、前年の11月頃に受付を行います。

Q：申し込みをしましたが、入所できませんでした。どうしたらいいのでしょうか？

A： ほかに希望できる保育所等があるか検討し、希望する保育所等への変更をおすすめします。子育て支援課に「利用希望施設変更届」をご提出ください。認可外保育施設や一時保育等を利用しながら入所を待つことも可能です。なお、認可外保育施設や一時保育等を利用している方には、村から助成金が出る場合がありますので、子育て支援課までお問合せください。

Q：第1希望のみの申し込みが有利ですか？また、希望していなくても空きのある保育所等があったら個別に連絡してもらえますか？

A： 第1希望のみの申し込みで有利になることはありません。できるだけ多くの保育所等を希望していただいたほうが内定しやすくなります。ただし、希望順が低くても入所の意思があるとみなし、内定する可能性があります。辞退をすると翌月以降の調整で優先度が下がってしまうため、よくご検討のうえ希望してください。なお、申込書に記載のある保育所等のみ入所調整を行うため、空きがあっても個別の連絡はしません。

Q：きょうだいは必ず同じ保育所等に入れますか？

A： きょうだいで同時に申し込みの場合は、「同時期に同じ保育施設での入所のみ希望（同時同所）」等の希望を確認のうえで加点をし、調整を行います。ただし同時同所を希望する場合は、きょうだい両方が入所可能な場合のみ内定となりますので、長期間お待ちいただく場合があります。また、すでに申し込み児童のきょうだい保育所等を利用している場合も加点をし、調整を行いますが、「空きがない」・「より優先度の高い申し込みがある」等の理由により、入所できない可能性もありますのであらかじめご了承ください。

Q：職場や祖父母宅に近い保育所等に通わせたい等の理由により、村外の保育所等の申し込みをしたい場合の手続きの方法について教えてください。

A： 申し込みは村で受け付けます（P9参照）。市区町村間でのやり取りが必要となるため、余裕を持って書類をご用意ください。なお、申し込みできる要件や締切日は市区町村によって異なるため、あらかじめ希望する保育施設のある市区町村の担当課にお問い合わせください。

Q：転園できますか？

A： 申し込みはできますが、自己都合で転園の場合、長期間お待ちいただくこともあります。また、内定の辞退は出来ません（キャンセル不可）ので、あらかじめ転園希望先の保育所等の見学を済ませてから入所申し込みをすることをおすすめします。

Q：村立保育所等と私立保育所等では料金に違いがありますか？

A： 保育料に違いはありません（P12参照）。ただし、延長保育料や教材費、食材料費等は施設ごとに異なりますので、各施設の概要をご覧ください（P19～26参照）。

Q：ならし保育はありますか？

A： 入所してからしばらくの間は環境変化によるお子さまの不安を和らげられるよう、お子さまのその時々状態に合わせて短時間の預かりを行うことがあります。職場復帰日が月の初日から15日までになる方については復帰日の前月1日から入所申し込みが可能となりますので、余裕をもって保育環境に慣れていただくことができます。

Q：保育標準時間認定（最長11時間の利用が可能）を受けたら、毎日11時間利用できますか？

A： 保育所等は、就労や疾病等の保育要件により、必要な時間のみのご利用となります。就労の場合、保育時間の目安は就労時間＋通勤時間（施設～職場の往復時間）となりますので必ずしも毎日11時間利用できるとは限りません。

Q：一度入所したら、そのまま継続して入所できますか？

A： 毎年、ご利用されている保護者の方に就労証明書や診断書等を提出いただき、保育要件の確認をするほか、年度途中に変更が生じた場合、書類の提出を求め審査しています。その際、保育要件がない場合には退所となりますのであらかじめご了承ください。

Q：仕事を辞めてしまった場合、いつまで保育所等を利用できますか？

A： 仕事を辞めた月の末日まで利用できます。翌月から求職活動を開始する場合は、子育て支援課で認定変更のお手続きが必要となり、認定変更が認められた場合は2か月を上限に利用を継続できます。その後就労が決まった場合は、再度認定変更のお手続きが必要ですので、新しい就労先で就労証明書を取得のうえ、子育て支援課までご提出ください。（その他に要件が変更になる場合でも、お手続きが必要ですので、お早めにご相談ください。）

Q：小規模保育事業（キラウ東海ナーサリー、キラウ第二東海ナーサリー、東海 あゆみ保育園）を卒園した後はどうなりますか？

A： 卒園後も保育所等の利用を希望する場合は、再度保育所等の申し込みをしていただく必要があります。連携園への入所を希望する場合は、優先的に入所調整を行います。なお、連携園の空き状況により入所保留となる場合もありますが、連携園以外の施設も希望していただければ、優先的に入所調整を行います。

Q：キラウ東海ナーサリーからキラウ第二東海ナーサリーへ転園を希望した場合、転園が優先されることはありますか？

A： ございませ（P7参照）。

Q：両親の就労時間が異なる場合、何時から何時まで預けられますか？

A： 就労時間の短い保護者を基準とします。事前に利用施設と相談のうえ、利用時間を決めてください。

Q：両親ともに就労を理由に預けています。育児休業をどちらも取得した場合は退所になりますか？

A： 育児休業の申立書類をご提出いただくことで、継続利用が可能となります。両親ともに育児休業を取得する場合、双方の育児休業の申立書類が必要です（P14参照）。ただし、以下の条件を満たす場合に限りです。①入所してから3か月を超えていること。②生まれた子が1歳6か月に達する翌月末までに職場復帰をする予定であること。③子どもの発達・環境等の面で継続利用が望ましいと認められること。

Q：緊急保育所とは何ですか？

A： 入所保留者を対象にした公立の認可外保育所で、保育の内容は公立の認可保育所と同じとなります。村内に住所を有する児童のうち、村内の認可保育所等への入所を希望している入所保留者を対象としますので、認可保育所に入所できるまでの施設となります。認可保育所に内定した場合や入所申請を取り下げた場合、転出した場合には、退所することになりますのでご了承ください。なお、緊急保育所にも定員がありますので、定員に達している場合は、入所をお待ちいただくこともあります。

Q：緊急保育所を希望する場合はどのように申し込めばよいですか？

A： 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書にて申請できます。

Q：緊急保育所に入所したら加点はつきますか？

A： 緊急保育所に入所していることを理由とした加点はつきません（P7参照）。通常通り、入所調整を行います。

Q：1歳6か月ですが、離乳食が完了していません。緊急保育所に入所できますか？

A： 離乳食を完了していることがお申し込みの条件となります。必ず離乳食完了後に、お申し込みください。ただし、4月の入所については前年11月頃に受付を行いますので、4月の入所までに必ず離乳食を完了いただきますようお願いいたします。